

関西広域連合による地方創生推進交付金申請の取扱いについて

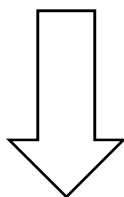
平成 28 年 6 月 26 日
本 部 事 務 局

地方創生推進交付金に関する Q & A（内閣府地方創生推進事務局作成）の抄

○平成 28 年 4 月 20 日付（地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会にて配布）

3-1 広域連合、一部事務組合が申請者になり得るか。

・広域連合や一部事務組合がそれぞれの地方版総合戦略を策定していることを前提として、推進交付金の申請者になり得る。その場合、広域連携事業を申請するのと同様、関係地方公共団体それぞれが 1 事業ずつ申請したものとする。



○平成 28 年 6 月 20 日付で改定

3-1 広域連合、一部事務組合が申請者になり得るか。

・広域連合及び一部事務組合（以下「広域連合等」という）については、独自の地方版総合戦略を策定していることを前提として、推進交付金の申請者になり得る。広域連合等についての申請事業数の目安は、主に都道府県から構成されている広域連合等については 2 事業まで、主に市区町村から構成されている広域連合等については 1 事業まで、とする。（したがって、広域連合等を構成する各々の地方公共団体（以下「構成団体」という）の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることとはしない。

ただし、広域連合等が処理することとなる事務については、構成団体から移管されているものであるから、広域連合等が交付金申請を行う事業分野と同じ事業については、構成団体から交付金申請することはできないものとする。